

関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却

対象税目：法人税（国税）

① 措置を講じる背景・課題（政策目的）	○ 関西文化学術研究都市（以下「学研都市」という。）の建設は、関西文化学術研究都市建設促進法（以下「促進法」という。）に基づき、文化学術及び研究の拠点となる都市づくりを目指すものであり、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的としており、現在、世界トップレベルの研究開発型オープンイノベーション拠点を目指して取り組んでいるところである。都市建設に当たっては、学術・産業・行政及び市民がそれぞれの役割を果たしながら、かつ連携を強化して建設を進めることを基本方針としており、文化学術研究施設等の整備、誘導は国の果たすべき役割の一つである。 ○ そして、国は、促進法に基づき、租税特別措置法の定めるところにより、学研都市の建設に必要な措置を講ずるものとされており、学研都市に世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、新産業の創出等国民経済の活性化を図るため、民間事業者に立地のインセンティブを与えることによって、研究施設の集積を誘導し、研究機関相互の交流や共同研究等を促進することが求められている。									
当該措置の政策体系における位置づけ	○ 国土交通省政策評価体系上の位置付け ・政策目標：7 都市再生・地域再生の推進 ・施策目標：25 都市再生・地域再生を推進する ・参考指標：132 文化・学術・研究拠点の整備の推進（関西文化学術研究都市における立地施設数） ○ 第三次国土形成計画（全国計画）（令和5年7月閣議決定）において、学研都市の集積について、我が国全体の発展に貢献するよう活用することが位置付けられている。 ○ 「第7期科学技術・イノベーション基本計画」（令和8年3月閣議決定）において、学研都市の特色を生かした研究開発型オープンイノベーション拠点を形成する取組を進め、大阪・関西万博のレガシーを継承・発展させることが位置付けられている。									
② 現行制度の概要	根拠条文：租税特別措置法第44条 創設年度：昭和62年度 適用期限：令和9年3月31日 事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：無】【事後：無】 ○ 促進法に基づいて整備される文化学術研究施設のうち、研究所用施設に係る建物及び附属設備並びに機械及び装置で一定の規模以上の償却資産について、普通償却に加え、初年度の特別償却を認める。 ・建物及び附属設備（取得金額4.5億円以上） 特別償却率 6/100 ・機械及び装置（取得金額400万円以上） 特別償却率 12/100 ※対象資産を新設又は増設したものに限定。									
減収額	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度（推計）
	金額(億円)	0.03	0.09	0.12	0.05	0.01	0.00	0.05	0.00	0.19

（出所）減収額は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）をもとに推計。
R7推計値については、租税特別措置法施行令第28条の4第項第2号に基づく国土交通大臣証明（※）に係る申請内容による。
（※）建設計画の達成に資することを証する国土交通大臣の証明

③ アクティビティ	○ 本特例措置は、学研都市における研究開発の進展、研究開発を活かした新技術の創造と新産業の創出や地域の活性化のため、研究所用施設を立地する民間事業者の初期負担を軽減するというインセンティブを与えることで、研究所用施設の集積を誘導し、大学や他機関との共同研究・交流や産学官連携等を促進するものである。									
④ アウトプット	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (推計)
	件数	3	2	2	1	1	0	1	0	1
	適用額（億円）	0.13	0.40	0.54	0.20	0.05	0.00	0.23	0.00	0.82

（出所）適用件数及び適用額は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）より記載。
R7 推計値については、租税特別措置法施行令第28条の4 第項第2号に基づく国土交通大臣証明（※）に係る申請内容による。
（※）建設計画の達成に資することを証する国土交通大臣の証明

○アウトカムに対する効果分析

アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○ 本特例措置がインセンティブとなり、民間事業者が学研都市への研究施設の立地を積極的に検討するようになる。
⑤ 短期アウトカム	○ 本特例措置の適用に向けた民間事業者の取組状況 指標：立地した民間事業者のうち、租税特別措置法施行令第28条の4第1項第2号の規定に基づき建設計画の達成に資することにつき国土交通大臣の証明を申請した者の割合 目標値：50% 対象期間：令和7年度～令和8年度
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○ 学研都市への研究施設の立地が進むことにより、集積した多様な企業、研究機関、大学等による交流・連携が生まれる。
⑥ 中期アウトカム	○ 学研都市に集積した研究機関や大学等との交流・連携の増加 指標：累計立地施設数 目標値：研究施設の増加 対象期間：令和7年度～令和11年度 ○ 学研都市に集積する研究機関や大学等との交流・連携の増加 指標：共同研究開発（学研都市に立地する公的研究機関及び大学等が商品化・産業化等のため民間企業等と実施する共同研究及び受託研究）の件数 目標値：（件数）対前年比増 対象期間：令和7年度～令和11年度
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○ 研究施設の集積に合わせインフラ整備等の都市機能の集積が進み、都市全体の整備が充実するとともに、学研都市に集積した企業、研究機関、大学等による共同研究開発が進み、社会実装を見据えた実証事業が行われるようになる。
⑦ 長期アウトカム	○ 社会実装を見据えた多様な主体を巻き込んだ実証実験等の増加 指標：社会実装を目指した実証事業件数 目標値：（件数）1,000件／10年 対象期間：令和7年度～令和17年度

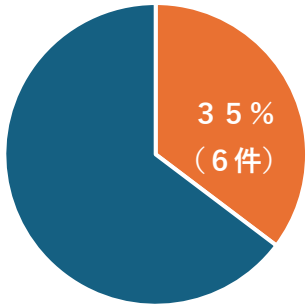
分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
（公財）関西文化学術研究都市推進機構の公表データ【Ⅰ】	学研都市に立地する研究施設等に対する調査に基づくデータであり、学研都市における立地施設の動向等を把握できるものであるため。
大臣証明申請者に関するデータ（国土交通省作成）【Ⅱ】	国土交通大臣証明を申請・取得した事業者を把握できるものであるため。

●分析手法：公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構の公表データ及び大臣証明申請者に関するデータに基づく時系列分析
選定理由：複数年度の傾向を把握することにより、本特例措置が学研都市への研究施設の集積及びこれによる研究開発の促進に寄与しているか検証することが可能であるため。

【Ⅰ】（公財）関西文化学術研究都市推進機構の公表データ（⑥-1、⑥-2、⑦-1）

【Ⅱ】大臣証明申請者に関するデータ（国土交通省作成）（⑤-1）

⑤-1

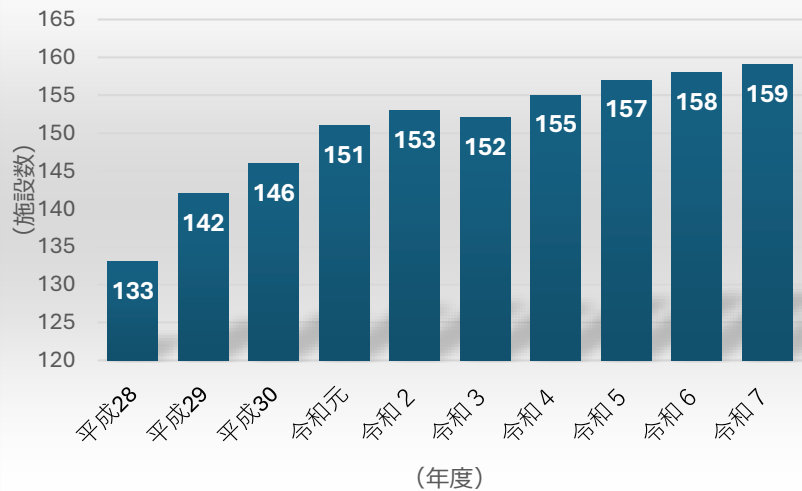


大臣証明件数

立地した民間事業者のうち、租税特別措置法施行令第28条の4に規定に基づき建設計画の達成に資することにつき国土交通大臣の証明を申請した者の割合
〔平成29年度～令和7年度〕（n=17）

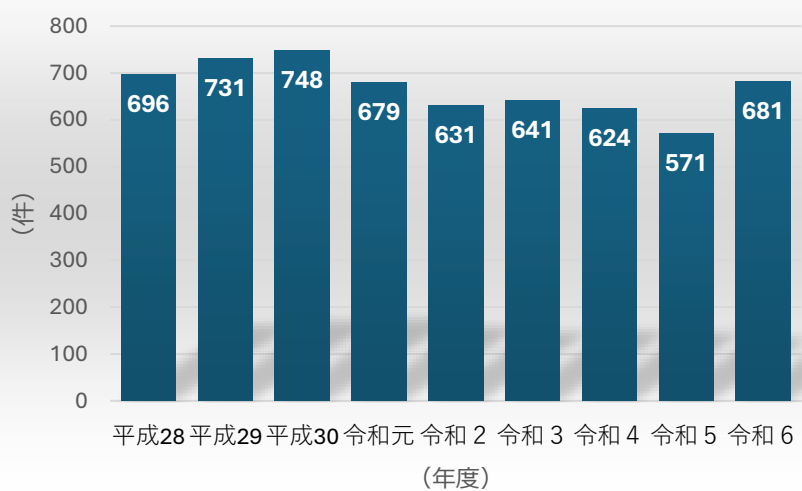
⑥-1

累計立地施設数

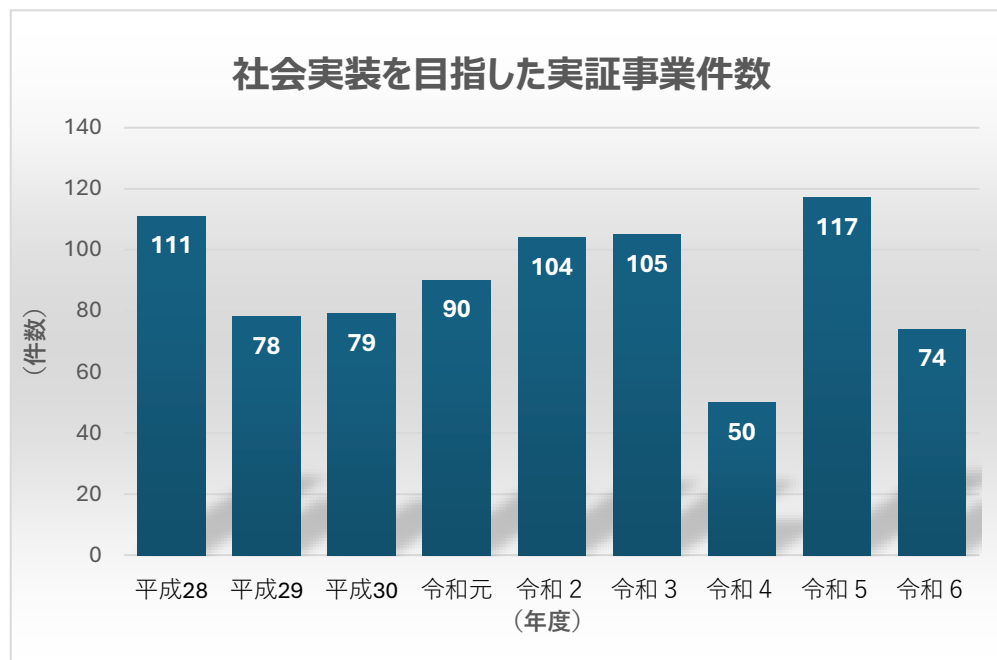


⑥-2

共同研究開発テーマ数



⑦-1



○評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	○ 対象期間のうち、令和7年度末時点においては、立地した民間事業者は3者、大臣証明の申請件数は1件であった。 (参考) ○ 平成29年度以降に立地した民間事業者数36者のうち、大臣証明を申請した者の数は6者であり、その割合は17%。 ・平成29～30年度 0者/13者 (0%) ・令和元～2年度 2者/8者 (25%) ・令和3～4年度 2者/8者 (25%) ・令和5～6年度 1者/4者 (25%) ・令和7年度 1者/3者 (33%)	○ 研究施設は令和3年度を除き増加している。 ○ 共同研究開発テーマ(学研都市に立地する公的研究機関及び大学等が商品化・産業化等のため民間企業等と実施する共同研究及び受託研究)は、過去9年間(平成28年度～令和6年度)前年比90%～109%の間で推移している。 ○ 令和7年度以降は、現時点ではデータが未公表であるため達成状況を把握することができないことから、今後も引き続き推移を注視する必要がある。	○ 社会実装を目指した実証事業件数は、平成28年度以降、9年間で累計808件であり、目標値(1000件/10年)の達成に向けた標準的なペース(100件/年)を基準とする90%程度で順調に推移している。 ○ 令和7年度以降は、現時点ではデータが未公表であるため達成状況を把握することができないことから、今後も引き続き推移を注視する必要がある。
② 達成できていない場合の要因	○ 研究施設を立地したが大臣証明を申請しなかった事業者については、その要因として、投資金額が少額であるため適用要件を満たさなかったことや、現行の特別償却率では負担軽減効果が限定的であると判断したことが挙げられる。	—	—
③ 政策効果等	○ 平成29年度以降の適用実績は多数ではないものの、共同研究や実証実験の実績が上がっており、企業、研究機関、大学が集積することによる一定の政策効果が着実に見られるところである。また、適用件数の詳細を見ると、業種は製造業で5つ(産業用電気機械器具製造業、食料品製造業、機械製造業、窯業又は土石製品製造業、金属製品製造業)と多岐にわたり、資本金階級の別についても3,000万円以下から100億円超(連結法人含む)まで幅広いものとなっており、これは、本特例措置の適用において、対象となる業種(研究分野)や規模を限定していないことの効果の現れとも言える。一方で、これまで150を超える立地施設の集積が実現したものの、明確に地域の強みと言える特徴的な集積には至っておらず、このような無差別的な集積を継続することが、今以上の共同研究や社会実装を目指した実証事業等の促進に効果的であるとは言い難く、結果として、近年の適用実績件数につながっているものと考えられる。 ○ 立地施設数に関しては、平成29年度から令和7年度までに本特例措置の適用があった施設のうち、国土交通省の実施したアンケートにおいて、適用事業者から本特例措置が立地のインセンティブであると認識した回答があった数は4件であった。また、平成29年度から令和7年度まで、学研都市における立地施設数は、平成28年度末の133件から令和7年度では159件と26件増加しており、平成29年度から令和7年度までの本特例措置による立地施設数の増加に対する寄与の割合は、26件のうち4件と推計される。		

④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	○ 研究施設は、一般的に収益性が低く、初期投資も大きくなるため、集積・整備の推進には初期負担を軽減するインセンティブが必要である。本特例措置は、特別償却により初期負担の軽減が図られることから、立地誘導する上で有効に機能しており手段としての確である。 ○ また、租税特別措置においては、法令に規定された要件に合致すれば、投資初年度の税の減免が受けられるため、予算の範囲内で対象が限定的である補助金等と異なり、事業の将来見込みが立て易い点、本特例措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金等の予算措置と比べて国庫への負担が少ない点からも妥当性が認められる。 ○ 適用対象については、投資資金額が4.5億円以上のものに限定しており、一定規模以上の研究所用施設の立地を促進することにより、学研都市に文化、学術、研究の拠点を形成し、総合的な集積メリットの発揮に寄与するものであり、必要最低限の措置である。
⑤ 見直しの方向性	○ 上記のとおり一定の政策効果が認められており、学研都市の今後10年間の都市運営のビジョン及び具体的取組等について多様な関係主体が参画して策定された「第5期ステージプラン」並びに国の重要な方針等を踏まえ、適切なあり方について検討する。

主担当部局 : 国土交通省都市局まちづくり推進課
 共管担当部局 : -